

会 議 録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 第8回会議
開催日時	平成15年10月10日（金） 午後1時30分から午後2時15分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	米田会長 宮本副会長 山口委員 竹之中委員（欠席 吉田委員） 事務局：加藤企画部長 高根企画課長 池田財政課長 村野市民税課長 河原資産税課長 栗山納税課長 佐藤市民課長 斉藤都市計画課長 田中道路管理課長 神野企画部主幹 加地税務部主幹 高橋市民部主幹 飯島課長補佐 河合主任
議題	1 個別案件「事務手数料の改定について」の諮問 2 その他
会議資料の名称	☐ 事務手数料の改定について 資料1 ☐ 原価計算結果一覧 資料2 ☐ 近隣市の状況 資料3 ☐ 西東京市手数料条例 資料4 ☐ 各証明書原価計算書 資料5
記録方法	会議内容の要点記録

会議内容 発言者名	発言内容 ○ 第7回会議録の内容確認 ・事前配布した会議録の内容で承認 ○ 10月1日付人事異動の報告 ・坂井企画部長が総務部長となり、加藤企画部長の就任を報告 ・加藤企画部長就任挨拶 ○ 議題1「個別案件「事務手数料の改定について」の諮問」 ・個別案件を市長から審議会に諮問 ・市長から挨拶（挨拶後に市長退席） ○ 個別案件「事務手数料の改定について」の審議 ・案件説明 ・質疑応答 ・事務手数料の改定は妥当なものと判断し、答申作成は会長に一任と決定 ○ 議題2「その他」 ・今後の審議会開催について、個別案件が出た時点で開催する。 ○ 会議終了後、会長から「事務手数料の改定について」市長に答申 質疑応答 （個別案件「事務手数料の改定について」）
委員 事務局 委員 事務局 委員 事務局 委員 事務局	○ 東京都下以外の平均的な料金はいくらか。 ○ 区部は300円で、千葉県船橋市が300円である。 ○ 資料3に戸籍謄抄本450円とあるが、これは200円とは違うのか。 ○ 国が標準額を定めており、450円である。 ○ 近隣市の前回の事務手数料改定時期はいつ頃か。 ○ 田無市では平成4年度、保谷市では昭和59年度に150円にしている。改定時期は各市で異なるが、平成4年度の資料を見ると、すでに200円の市がある。 ○ 現在、証明書を発行できる場所は何ヵ所あるのか。 ○ 田無庁舎、保谷庁舎、3ヵ所の出張所である。なお、住民票と印鑑証明書は、田無庁舎、保谷庁舎、保谷公民館、ひばりが丘図書館の4ヵ所に設置している自動交付機で発行できる。ただし、このうち土曜日、日曜日に利用できるのは、両庁舎のみである。

委員 事務局	○ コンビニを使うという考えはあるのか。 ○ 事務手数料の問題とは別に、コンビニを使った入金を始めた一部の自治体もあり、当市も内部的に検討に入っている。コンビニ手数料の問題や高額処理にコンビニが対応できるか等、具体的な細かい点が出てきており、総合窓口と合わせて検討を始めたところである。
委員 事務局	○ 原価計算書の一番大きい金額である「29 都市計画証明」とは、具体的にどのようなものか。 ○ 当市は全市域都市計画区域になっており、いろいろな都市計画の規制がかかっているが、この規制について証明する内容となっている。原価の高い理由は、市内3分の2のエリアで詳細な図面が作製されておらず、このエリアについて現場を確認しないと正確な証明書が出せないという特殊事情があり、人件費がかかるためである。本来、精度の高い図面が用意されていれば、相手から出てきた証明に対し、照合という手続きで出せるものだが、市内3分の2のエリアで図面が存在しないので、作る準備をしている。将来的にはかなりコストが下がってくるので、一時的なものであると考えている。
委員 事務局	○ いつ頃までに整備するのか。 ○ 早ければ、2～3年で対応したいと考えている。 ○ 「納税猶予の特例適用の農地等該当証明書」は、実際に現場へ確認に行くのか。
委員 事務局	○ 非常に分かりにくい名称であるが、実際には、相続手続きを行う時に、「都市計画法の生産緑地地区と指定してある農地である」という証明を発行するものである。申し出があれば図面でするもので、年に0件、1件と少ないために、従来は料金徴収をしていなかったが、この機会に料金徴収したいと考えている。
委員 事務局	○ 西東京市でこれに該当する土地は多いのか。 ○ 生産緑地は10%を切ったが、まだ100ヘクタール以上ある。ただ、相続発生に伴うものなので、どの程度が適用になるかは分からない。 ○ 件数は3件と少ないが、今後、都の調布・保谷線等のように、用地買収でこの証明が係わってくることはあるのか。
委員	○ 納税猶予と都市計画道路の事業とは重なることはない。納税猶予を受けている土地は、都市計画道路事業でもなかなか買えない土地になっている。これは、納税猶予の証明を行うために、生産緑地地区であるかを証明する

事務局	ものなので、そういった事業により件数が増えるかどうかとは別問題である。
委員	○ 「24 道路証明」とは何か。
事務局	○ 道路の位置を公図の添付や査定図により証明する「境界証明」と道路の幅を証明する「幅員証明」の2種類である。原価は主に人件費で、市内全域の詳細な図面がないことから、今年度に500分の1の図面が作れるよう作業中で、来年度に道路台帳が整備されれば、作業時間は短縮される。
委員	○ 「23 滅失発行」とは何か。
事務局	○ 家屋滅失の確認のために業者が申請人の代理で来庁するが、登記をされていない家屋について、現地を確認し証明発行するものである。
委員	○ 「23 測量図」とは何か。
事務局	○ 土地家屋調査士が、申請人の代理で登記登録申請の際、その土地の経過を確認するために証明するものである。土地の表示、公図、測量図があり、本来は登記所で保管してあるものだが、市でも保管しており、発行しているものである。
委員	○ 現在の原価が高いものも、いずれは平均的な金額になるということだが、資産税課の証明の発行時間は変わらないのか。
事務局	○ 「23 測量図」については、原価はほとんど人件費である。データをCD-ROM化することになり、職員の負担削減と業者を待たせない発行の観点から、人件費が保守委託費へと経費の移行が考えられるが、このままの金額で対応できると考えている。
委員	○ 許認可手数料の東京都屋外広告物条例に該当するものは、何件あるのか。
事務局	○ 平成14年度決算で、小規模の市許可分が28件、手数料158,640円、市を経由する大規模の都許可分が36件、手数料1,058,400円である。この手数料は都条例に準じて定めているが、合併後、使用料・手数料の考え方を整理する必要があったため、改定を1回遅らせている。 今回の事務手数料改定に合わせ、平成16年4月から改定予定である。